

ワークサポート杉並 だより

発行 公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団
〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26
TEL 03-5346-3250 FAX 03-5346-3253
<http://members.jcom.home.ne.jp/sugi-jigyodan/>

企業向けセミナー2013が開催されました

毎年実施しております、企業の障害者雇用ご担当者を対象にした企業向けセミナーを、9月6日(金)にワークサポート杉並会議室にて開催しました。今回の講師は、長年産業医として活躍されている日本メディメンタル研究長の清水隆司様をお招きし、「産業医から見た実習支援の実際」について講演をしていただきました。

内容は精神疾患を中心に、①精神障害の方が働くために必要な生活習慣の改善 ②うつ病・統合失調症と脳の働きとの関係 ③ストレスについて ④統合失調症患者の症状と必要な生活習慣 ⑤メンタル不調の症状と対応方法 ⑥発達障害者の特徴 ⑦職場復帰・再発防止のために必要な生活習慣等の7つの視点から構成され、経験をもとに忌憚ないお話を伺えました。印象に残った点として、仕事ができるかどうかという医師の判断は客観的指標がないため難しい事、メンタル不調の原因は「疲れ」と考えて睡眠を積極的にとる事、脳の血流と精神疾患の関係、職場復帰の判断は周囲の関係者等が決定する事が重要で理由として、当事者は早期の復帰を望むため再発のリスクが高いこと等でした。参加していただいた16社20名の方々からも活発に具体的な質問が出され、盛況のもとセミナーを終了することができました。



ワークサポートセミナー2013 を開催いたします

- 日時 10月30日(水) 午前10時~12時
- 場所 杉並区役所 中棟6階第4会議室
- 内容 「企業の求める職業準備性と地域支援について」
- 第一部 講演「障害者雇用の取り組みと企業が求める職業準備性について」
講師 ソランピュア株式会社 業務推進グループマネジャー 清水直輝氏
- 第二部 座談会「職業準備性の向上に向けた地域支援について」
パネラー 特別支援学校進路担当・障害者就労移行施設指導員
- 定員 100名
- 対象 就労支援に関心のある方、企業就労を考えている障害のある方、障害のある方のご家族、障害者施設などの関係機関の職員、企業の障害者採用担当者
- 参加費 無料
- 申込先 会場の都合上、参加を希望される方は事前に要連絡(先着順)
- 連絡先 ワークサポート杉並(担当:茂木・氷見)
TEL: 5346-3250 FAX: 5346-3253

職場見学会を行いました

8月23日（金）、(株)東京海上日動キャリアサービスの職場見学会を実施し、杉並区障害者雇用支援センターの訓練生11名、職員6名が参加いたしました。

同社には、特例子会社である東京海上ビジネスサポート(株)から7名の障害のある方が出向という形で事務補助業務に従事されています。7名の方が在籍している総務DS部部長の小林氏に講師をお願いし、企業概要の説明や企業で働くために必要な心構えなど、訓練生にとって参考になるアドバイスをいただきました。



小林部長の講話から、働き続けるためには「挨拶」がとても重要であるとお話をいただき、実際に部長が挨拶の見本を見せてくださいました。また社会人として自立するためには、「7つの心」が大切であるということをお話いただきました。この「7つの心」というのは①はいという素直な心、②すみませんという反省の心、③私がしますという奉仕の心、④ありがとうございますという感謝の心、⑤おかげさまでという謙虚

の心、⑥お疲れ様という労りの心、⑦嘘をつくなという正直な心が継続して働いていく上で最も必要であり、総務DS部のメンバーにも日々朝礼等で伝えているとのことでした。

後半は、職場の指導員の方の説明のもと実際に勤務されている障害のある方の業務の様子を見学させていただき、訓練生も順番に郵便発送業務の一部である郵便計器の仕事を体験させていただきました。訓練生からは「明日からの訓練でも7つの心を大切にしていきたいと思います」という意気込みも聞くことができ、就職に向けて実り多い一日となりました。

ご協力いただいた(株)東京海上日動キャリアサービスの皆様に心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。



ワンポイント豆知識

平成25年10月19日から東京都の最低賃金が869円に改正されます

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。雇用形態を問わず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金には、2種類があります。

「地域別最低賃金」は産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。東京都は全国で一番高い水準となっています。

「特定(産業別)最低賃金」は特定の産業について設定されていて、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。

お世話になりました

区役所実習担当 高橋 晶江
(9月13日付 退職)



就職しました(7月・8月)

事務補助	3名
清掃	1名
飲料運搬	1名
品出し	2名

平成25年度累計 45名